

の額)の合計額

- 6 平成14年4月1日から基準日までの間において熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者(以下この項において「県立学校職員等」という。)であった者から引き続き新たに熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに対する前項の規定の適用については、前項各号に掲げる額に、それぞれ県立学校職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を加えるものとする。
(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の5第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第63号

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「51,600円」を「50,800円」に改める。

第18条の2第2項中「100分の55」を「100分の50」に改める。

附則第7項及び第8項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
再任用職員以外の職員	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
	指定1					580,000
	指定2					644,000
	指定3					713,000
	指定4					793,000
	指定5					854,000
	指定6					917,000
	指定7					1,003,000
再任用職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表の5級指定1号給から指定7号給までは、学長のみ適用する。

別表(第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
再任用職員以外の職員	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任用職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8,200円をそれぞれ加算した額とする。